○農林水産省告示第九百七十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県田川郡添田町大字落合字仙道山四五三の二七・字葉山六六四の三（以上二筆国有林）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県朝倉市佐田字木和田一八九五の九、一九三八の二、二〇〇一の三、字爪ノ平二四九九の三、二五一三の七、字前田二六四一の二

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　福岡県うきは市浮羽町妹川字柳迫三七〇三の六

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○関東地方整備局告示第三百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

関東地方整備局長　越智　繁雄

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百六十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
成田市高字外羽三〇四〇番一から同市吉岡字大安場一二九五番七一まで	前	二二・五〇～三二・七メートル	二・二一キロメートル
	後	二二・五〇～三四・五メートル	八・八一三キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○農林水産省告示第九百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢一四五三六の五・一四五三六の七・一四五三六の九・一四五三六の一四から一四五三六の二〇まで・一四五三六の二三・一四五三六の二四・一四五三六の二六・一四五三六の二九・一四五三六の三〇（以上十五筆国有林）、一四五三六の二二、一四五三六の二五

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

二　(一)　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド一四〇八七の一（国有林）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　解除の理由　指定理由の消滅

○農林水産省告示第九百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド一四〇八七の一

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○農林水産省告示第九百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十六年七月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　解除に係る保安林の所在場所　長野県北安曇郡白馬村大字神城字セイド南檜沢一四五三六の七・一四五三六の九・一四五三六の一四から一四五三六の二〇まで・一四五三六の二三・一四五三六の二六・一四五三六の二九・一四五三六の三〇（以上十五筆国有林）、一四五三六の二二、一四五三六の二五

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　解除の理由　道路用地とするため

○北陸地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号及び三百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
加賀市加茂町ヲ八五番一から同市加茂町ヲ一〇四番一まで	前	一五・四〇～四一・〇〇メートル	〇〇・〇三七キロメートル
	後	四〇・三〇～四一・〇〇メートル	〇〇・〇三七キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

北陸地方整備局長　野田　徹

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号及び三百五号	加賀市加茂町ヲ五一番二から同市加茂町カ一〇三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十五日

○中部地方整備局告示第百二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
美濃加茂市御門町二丁目字赤池上三一四番一から各務原市鵜沼東町一丁目九一番一まで	前	八・三〇～一四・〇〇メートル	三六・八〇～一四二・六九キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後 A	八・三〇～一四・〇〇メートル	三六・八〇～一四二・六九キロメートル	
	後 B	八・三〇～一四・〇〇メートル	一二・三六三～六・九六五キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

○中部地方整備局告示第百二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年七月十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年七月十五日

中部地方整備局長　八鍬　隆

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十一号	岐阜県加茂郡坂祝町勝山字見城寺三九三番三から岐阜県加茂郡坂祝町勝山字上之段二九一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局多治見砂防国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年七月十五日